

# 15 印 紙 稅

## (1) 課 税 状 況

区 分	税 額	納 税 人 員
税 印 押 な つ (第9条関係)	千円 1,900	人 94
印紙税納付計器の使用によるもの (第10条関係)	605,746	862
書 式 表 示 (第11条関係)	3,359,802	6,037
預金通帳の一定時納付によるもの (第12条関係)	3,731,045	32
計	7,698,493	7,025
充 当 税 額	9,407	—
差 引 計	7,689,088	—
加 算 税	過 少 申 告 無 申 告 重	— 36 —
過 意 税	404,325	849
還 付 金 額	82,592	—
印 紙 稅 器	設 置 者 数 設 置 台 数	人 301 台 388

調査期間等：平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(注) 印紙税は、原則として課税文書に相当額の印紙をちよう付して納税することになっているが、株券、債券などのように一時に多数の課税文書を作成する場合などにおいては、印紙ちよう付による手数を省くため例外的に相当額を現金で納付することが認められている。この場合、①課税文書に法令の定める書式による表示をすることを書式表示といい、②税印の押なつを受けることを税印押なつという。

## (2) 課税状況の累年比較

区 分	税 額					納 税 人 員
	税印押なつ	印紙税納付 計器の使用 によるもの	書 式 表 示	預金通帳の 一定時納付 によるもの	合 計	
平 成 10 年 度	千円 2,238	千円 811,666	千円 2,884,030	千円 3,790,578	千円 7,488,512	人 7,126
11	1,988	715,231	3,149,030	3,786,850	7,653,099	7,177
12	2,189	689,871	3,360,154	3,809,771	7,861,985	7,618
13	1,344	682,711	3,357,732	3,781,355	7,823,142	7,382
14	1,970	589,815	3,422,318	3,761,883	7,775,986	7,130
15	1,900	605,746	3,359,802	3,731,045	7,698,493	7,025

(注) この表は、「(1)課税状況」について累年比較を示したものである。